

都道府県地域福祉支援計画の策定について

1 策定の根拠

社会福祉法第 108 条第 1 項

2 都道府県地域福祉支援計画に盛り込むべき事項

社会福祉法第 108 条第 1 項	都道府県地域福祉支援計画策定ガイドライン
都道府県は、 <u>市町村地域福祉計画の達成に資するため</u> に、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として <u>次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定</u> するよう努めるものとする。	都道府県においては、主体的にこれら 5 つ（左記）の事項についてその趣旨を斟酌し具体的な内容を示すとともにその他の必要な事項を加え、それらを計画に盛り込む必要がある。 (以下はガイドラインで示される主な取組例)
一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項	・福祉以外の様々な分野との連携 ・各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む事項 ・制度の狭間の課題への対応 ・生活困窮者など各分野横断的に関係する者への対応 ・居住や就労に課題や困難を抱える者への対応 ・権利擁護の在り方 ・虐待への統一的な対応の在り方 ・犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項	・市町村に対する支援 ・福祉サービスに関する情報収集及び提供システムの構築
三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項	・福祉人材の確保のための養成研修 ・福祉サービスに従事する者の知識・技術向上のための研修
四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項	・福祉事業者等への適切な運営に関する指導・助言 ・福祉サービスの質の評価
五 市町村による地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施の支援に関する事項	・単独の市町村では解決が難しい地域生活課題に対する支援体制の構築 ・都道府県域で推進していく独自施策の企画・立案 ・地域づくりを進めていくための人材育成、市町村への技術的助言